

建築物における衛生的環境の確保に関する法律 知事登録手続きについて

1 趣旨

知事の登録制度は、建築物内の環境の衛生的管理を業として営んでいる者について、一定の基準を充足していることを要件として、事業者の資質の向上と事業に従事する者の技術・技能の向上を図ることを目的に、昭和 55 年、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正において設けられました。

2 意義

この登録は、各営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行います。登録を受けるためには、その営業所において事業を行うための機械器具等の設備と事業に従事する者の資格が一定の要件を満たしている必要があります。

なお、登録制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上等を目的としたものであって、その業務に一定の制限（許可制等）を加えるものではありません。したがって登録を受けていなくてもその業務については、なんら支障なく営業できます。

3 登録を受けられる業種

登 録 対 象 業 種	事 業 内 容
建 築 物 清 掃 業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せて行う事業

4 登録申請の相談・提出先

営 業 所 所 在 地	提 出 先	提出部数
京都市	府文化生活部生活衛生課 (TEL 075-414-4757)	2
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所環境衛生課 (TEL 075-933-1241)	3
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所衛生課 (TEL 0774-21-2198)	3
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南保健所環境衛生課 (TEL 0774-72-4302)	3

営業所所在地	提出先	提出部数
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所環境衛生課 (TEL 0771-62-4754)	3
福知山市	中丹西保健所環境衛生課 (TEL 0773-22-6382)	3
綾部市、舞鶴市	中丹東保健所環境衛生課 (TEL 0773-75-1156)	3
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	丹後保健所環境衛生課 (TEL 0772-62-1361)	3

5 登録申請書及び添付書類

・申請書 ・別紙1～5（空気環境測定業、飲料水水質検査業の場合別紙4は不要） ・法人の場合は法人履歴事項全部証明書【※コピー不可】 ・監督者等の要件を確認できる書類の写し【※要原本確認】 ・粉じん計較正済票の写し（空気環境測定業、総合管理業）【※要原本確認】 ・保管倉庫の位置図と見取図（飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業） ・検査室の位置図と見取図（水質検査業） ・消毒営業取締条例に基づく許可証の写し（ねずみ昆虫等防除業 00）【※要原本確認】
--

6 登録手数料

令和7年4月1日改定

登録対象業種	登録手数料
建築物清掃業・建築物空気環境測定業・建築物空気調和用ダクト清掃業・建築物飲料水水質検査業・建築物飲料水貯水槽清掃業・建築物排水管清掃業・建築物ねずみ昆虫等防除業	39,090円
建築物環境衛生総合管理業	50,260円

7 その他

- (1) 登録の有効期間は6年間です。登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再度登録申請手続きが必要となります。
- (2) 登録後は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示を行うことができます。登録は営業所ごとに行われるものですので、登録を受けた営業所以外の営業所は登録業者である旨の表示を行うことはできません。（例えば、本社は登録を受けていても、その他営業所が登録を受けていなければ、その他営業所については登録業者である旨の表示はできません。）
- (3) 機械器具等は、原則として自己所有とします。ただし、他の者の所有であっても、長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には登録対象として取扱います。
- (4) 監督者等について
 - ① 同一人を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録することはできません。
 - ② 特定建築物の建築物環境衛生管理技術者に選任されている者は、登録に当たっての監督者等となることはできません。
 - ③ 監督者等の講習会については、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター関西支部（TEL 06-6836-6605）へお問い合わせください。
- (5) 従事者研修について
 - ① 原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制をとっていることが必要です。全員が一度に研修することに事実上困難を伴う場合は、何回かに分けて研修を実施することも可能です。
 - ② 研修の時間については、研修内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要です。
 - ③ 研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましいです。